

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日 を定める規則【港湾空港局港営部港営課】	659
○ 北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則【港湾空港 局港営部港営課】	660
◇ 告 示	
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	663
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【建設局道路部道路維持課】	664
○ 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民部区政課】	665
○ 字の区域の変更【市民文化スポーツ局市民部区政課】	666
◇ 公 告	
○ 北九州都市計画公園事業に係る図書の写しの縦覧【建設局公園緑地部 公園建設課】	667
○ 北九州都市計画公園事業の事業計画の変更の認可の告示【建設局公園 緑地部公園建設課】	668
○ 北九州都市計画公園事業に係る図書の写しの縦覧【建設局公園緑地部 公園建設課】	669
○ 北九州都市計画公園事業の事業計画の変更の認可の告示【建設局公園 緑地部公園建設課】	670
○ 北九州都市計画公園事業の事業計画の認可の告示【建設局公園緑地部 公園建設課】	671
○ 北九州都市計画公園事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局公園 緑地部公園建設課】	672
○ 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課 】	673

## ◇ 区 役 所

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【門司区役所市民課】	675
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】	676
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】	680
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】	681
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】	688
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】	689
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【若松区役所市民課】	694
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】	695
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡東区役所市民課】	698
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】	699
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】	702
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】	703
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】	710
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】	711

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 旧大連航路上屋について利用料金制度を導入することに伴い、関係規定を改めることにしました。
  - 2 旧大連航路上屋について、設備・器具等の利用料金の上限額を定めることにしました。
- この規則は、平成25年7月19日から施行することにしました。

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成24年北九州市条例第33号）付則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成25年7月19日とする。

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 使用」を「第2章 使用又は利用」に、「通常使用」を「通常使用等」に、「使用料及び入港料」を「使用料、入港料及び利用料金」に、「第2節 入港料（第29条―第35条）」を「第2節 入港料（第29条―第35条）」を「第3節 利用料金（第35条の2・第35条の3）」に改める。

「第2章 使用」を「第2章 使用又は利用」に改める。

「第1節 通常使用」を「第1節 通常使用等」に改める。

第2条第4号中「休憩所」の次に「（旧大連航路上屋（条例別表第2の金額の欄に掲げるものに限る。）を除く。）」を加える。

第4条の見出しを「（使用又は利用の手続）」に改め、同条第1項中「の使用」の次に「又は利用」を、「いう。）」の次に「又は港湾施設許可利用申請書（以下同条を除き「許可利用申請書」という。）」を、「に使用」の次に「又は利用」を加える。

第5条の見出し中「使用」を「使用又は利用」に改める。

第6条第3項第1号中「使用者」の次に「又は利用者」を加える。

第7条の見出し中「使用」を「使用又は利用」に改め、同条第1項中「基づき使用」の次に「又は利用」を、「あつては使用」の次に「又は利用」を、「許可使用申請書」の次に「又は許可利用申請書」を加える。

「第3章 使用料及び入港料」を「第3章 使用料、入港料及び利用料金」に改める。

第3章に次の1節を加える。

第3節 利用料金

（設備・器具の利用料金）

第35条の2 条例別表第2の港湾環境整備施設の休憩所の設備・器具の利用料金に係る規則で定める額及び冷暖房設備の利用料金に係る市長が定める額は、別表第3のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第35条の3 市長は、条例第25条の2第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

第44条に次の2号を加える。

(14) 港湾施設許可利用申請書

(15) 港湾施設利用許可書

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第35条の2関係)

設備・器具		金額	
旧 大 連 航 路 上 屋	映像 設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
		ブルーレイディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに700円
	音響 設備	音響システム	1式につき1時間又はその端数ごとに2,000円
		ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円
		マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円
		マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円
		マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに25円
		拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
	照明 設備	ポーターライト	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
		スポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに60円
		ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに325円

舞台 設備	簡易ステージ	1台につき1時間又はその端数ごとに75円
	演台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円
	花台	1台につき1時間又はその端数ごとに50円
その 他の 設備 ・器 具	展示用パネル	1台につき1日ごとに200円
冷暖 房設 備	多目的室A	30分又はその端数ごとに20円
	多目的室Aを2区分 して利用する場合	30分又はその端数ごとに10円
	多目的室B	30分又はその端数ごとに70円
	ホール	30分又はその端数ごとに190円

付 則

この規則は、平成25年7月19日から施行する。

北九州市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月28日

北九州市長 北橋健治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
6072	新曾根 曾根1 号線	北九州市小倉南区新曾根43 61番1から 北九州市小倉南区大字曾根4 361番9まで	平成25年3月28 日

北九州市告示第69号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

道路の種類	路線名	電線共同溝を整備すべき道路の指定区間	延長(m)	指定の部分
市道	城内木町1号線	北九州市小倉北区大手町3番3から 北九州市小倉北区大手町18番2まで	230	上下線

北九州市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成25年3月15日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区大字頓田2723の3及び柳崎町1の地先の公有水面埋立地	42,512.52

北九州市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の字の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を若松区大字安屋に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区大字頓田2723の3及び柳崎町1の地先の公有水面埋立地42, 512.52平方メートル

北九州市公告第198号

福岡県知事から次の北九州都市計画公園事業に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局公園緑地部公園建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

7・6・6号 響灘緑地

北九州市公告第199号

北九州都市計画公園事業の事業計画の変更の認可の告示（平成25年福岡県告示第486号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月28日

北九州市長 北橋 健治

1 都市計画事業の種類

公園事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
7・6・6号 響灘緑地	北九州市若松区大字安屋、大字小竹、大字竹並及び大字 頓田地内

3 施工者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市建設局公園緑地部公園建設課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市建設局公園緑地部公園建設課において縦覧に供している。

北九州市公告第200号

福岡県知事から次の北九州都市計画公園事業に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局公園緑地部公園建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

9・6・2号 長野緑地

北九州市公告第201号

北九州都市計画公園事業の事業計画の変更の認可の告示（平成25年福岡県告示第484号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画事業の種類

公園事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
9・6・2号 長野緑地	北九州市小倉南区大字長野及び大字横代地内

3 施工者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市建設局公園緑地部公園建設課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市建設局公園緑地部公園建設課において縦覧に供している。

北九州市公告第202号

北九州都市計画公園事業の事業計画の認可の告示（平成25年福岡県告示第485号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月28日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画事業の種類

公園事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
2・2・1528号 光明二丁目公園	北九州市八幡西区光明二丁目地内

3 施工者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市建設局公園緑地部公園建設課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市建設局公園緑地部公園建設課において縦覧に供している。

北九州市公告 203号

福岡県知事から次の北九州都市計画公園事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局公園緑地部公園建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

2・2・1528号 光明二丁目公園

北九州市公告第204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク曾根店  
北九州市小倉南区曾根北4番7号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,098平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
97台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
71台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
70平方メートル
  - (4) 廃棄物の保管施設の容量  
28.81立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後12時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時から午後12時まで(24時間)

8 届出年月日

平成25年3月21日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成25年3月28日から同年7月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年7月29日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九門公告第14号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成23年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成25年3月28日

門司区長 吉 永 高 敏

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	平成23年 6月8日 平成23年 6月9日	区内全域

北九門公告第15号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成23年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成25年3月28日

門司区長 吉 永 高 敏

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成23年4月15日	小松町、大里桃山町及び大里戸ノ上三丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成23年4月28日	社ノ木二丁目
日本放送協会福岡放送局 放送部長 設楽清知	6月全国個人視聴率調査	平成23年5月11日	広石一丁目、広石二丁目及び清滝一丁目
株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 伊東信行	OECD国際成人力調査（PIAAC）（文部科学省からの委託）	平成23年6月7日	東門司二丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成23年6月24日	永黒二丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	第9回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査（独立行政法人国立精神・神経医療研究センターからの委託）	平成23年8月24日	丸山二丁目
日本放送協会福岡放送局 放送	11月全国個人視聴率調査	平成23年9月6日	清滝一丁目及び元清滝

部長 細田聡一郎			
日本放送協会福岡放送局 放送部長 細田聡一郎	11月全国個人視聴率調査	平成23年9月6日	清滝一丁目及び元清滝
社団法人中央調査社 会長 中田正博	外交に関する全国世論調査（内閣府からの委託）	平成23年9月8日	長谷一丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成23年9月27日	下二十町
株式会社ビデオリサーチ 九州支社長 濱本裕	福岡県県民総合計画策定に係る県民意識調査（福岡県からの委託）	平成23年10月17日	葛葉二丁目、柳町一丁目、上馬寄二丁目、西新町二丁目、白野江一丁目及び旧門司二丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博	メディアの接触と評価に関する調査（社団法人日本新聞協会からの委託）	平成23年10月20日	矢筈町
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	親と子の生活意識調査（内閣府からの委託）	平成23年10月25日	大里東二丁目及び大里東三丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	防災・エネルギー・生活に関する世論調査	平成23年11月9日	白野江三丁目及び白野江四丁目

株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	男女間における暴力に関する調査（内閣府からの委託）	平成23年 11月15日	清滝三丁目及び清滝四丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博	土地問題に関する国民の意識調査（国土交通省からの委託）	平成23年 11月24日	黒川東一丁目
株式会社ビデオリサーチ 九州支社長 濱本裕 （共同申出者） 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部情報部長 田中康司	全国たばこ喫煙者率調査	平成23年 12月21日	大里原町
社団法人中央調査社 会長 中田正博	家計パネル調査（国立大学法人京都大学からの委託）	平成24年 1月10日	東新町一丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会放送文化研究所からの委託）	平成24年 1月11日	下二十町
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	消費動向調査（内閣府からの委託）	平成24年 1月18日	柳町一丁目及び柳町四丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成24年 2月9日	北川町、梅ノ木町及び黄金町
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	生活の質に関する調査	平成24年 2月17日	白野江三丁目

(共同申出者) 内閣府 経済社 会総合研究所長 小野前康			
---------------------------------------	--	--	--

北九北公告第1号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成23年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成25年3月28日

小倉北区長 井上 勲

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
福岡県警	刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第197条第2項に基づく犯罪捜査	平成23年4月1日	赤坂一丁目から赤坂五丁目まで、赤坂海岸、大島二丁目、上富野一丁目から上富野五丁目まで、小文字一丁目及び小文字二丁目、下富野三丁目から下富野五丁目まで、神幸町、須賀町、高浜一丁目及び高浜二丁目、常磐町並びに富野台
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	平成23年6月1日 平成23年6月2日 平成23年6月3日	区内全域
福岡県警	刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第197条第2項に基づく犯罪捜査	平成23年9月9日	区内全域

北九北公告第2号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成23年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成25年3月28日

小倉北区長 井上 勲

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
社団法人中央調査社 会長 中田正博 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	テレビなどのメディア利用についての調査	平成23年 4月19日	熊本四丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	2011年6月全国接触者率調査	平成23年 4月21日	上富野一丁目及び神幸町
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	家計消費状況調査（総務省からの委託）	平成23年 4月22日	上到津三丁目、黄金二丁目、中井四丁目及び明和町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成23年 4月28日	清水一丁目から清水三丁目まで
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	消費動向状況調査（全国、月次）	平成23年 5月24日	木町二丁目、木町三丁目及び篠崎一丁目

(共同申出者) 内閣府 経済社 会総合研究所長 小野前康			
株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締 役 藤澤士朗	2011年度旅行 ・観光消費動向調 査(観光庁からの 委託)	平成23年 5月26日	霧ヶ丘三丁目
株式会社日経リ サーチ 代表取締 役社長 伊藤 信行	OECD国際成人 力調査(PIAAC) (文部科学省 からの委託)	平成23年 6月7日	熊本三丁目
社団法人新情報 センター 事務 局長 平谷伸次	家計消費状況調査 (総務省統計局調 査部からの委託)	平成23年 6月28日	井掘四丁目、白銀一 丁目、白銀二丁目、 高峰町及び吉野町
社団法人新情報 センター 事務 局長 平谷伸次	第9回飲酒・喫煙 ・くすりの使用に ついてのアンケート 調査(独立行政 法人国立精神・神 経医療研究センター からの委託)	平成23年 6月28日	高見台
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局長 大川昌 利	生活意識に関する アンケート調査	平成23年 7月5日	須賀町及び砂津一丁 目
社団法人中央調 査社 会長 中 田正博	家庭用塩の消費実 態に関する調査(財 団法人塩情報セ	平成23年 8月10日	片野新町一丁目及び 片野新町二丁目

	ンターからの委託)		
社団法人中央調査社 会長 中田正博	外交に関する世論調査 (内閣府からの委託)	平成23年 8月30日	都二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	金融力調査 (金融広報中央委員会からの委託)	平成23年 9月1日	金田二丁目、城内及び 堅町一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局長 鮎瀬典夫	生活意識に関するアンケート調査	平成23年 9月27日	中井三丁目及び中井 四丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	2011年11月 全国接触者率調査	平成23年 9月28日	足原一丁目及び足原 二丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	高齢者の経済生活に関する意識調査 (内閣府からの委託)	平成23年 9月29日	南丘二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	子どものいる世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査 (独立行政	平成23年 9月30日	井掘一丁目から井掘 五丁目まで、上津 一丁目から上津四 丁目まで、下津一

	法人労働政策研究 ・研修機構からの 委託)		丁目から下到津五丁 目まで、都一丁目及 び都二丁目
社団法人新情報 センター 事務 局長 平谷伸次	家計消費状況調査 (総務省からの委 託)	平成 23 年 10 月 4 日 平成 23 年 10 月 7 日	井掘二丁目、大手町 、上富野三丁目、木 町一丁目、砂津一丁 目及び中井一丁目
株式会社ビデオ リサーチ 九州 支社長 濱本 裕	福岡県県民意識調 査(福岡県からの 委託)	平成 23 年 10 月 17 日 平成 23 年 10 月 18 日 平成 23 年 10 月 19 日	朝日ヶ丘、片野三丁 目、金田一丁目、上 富野一丁目、木町一 丁目、黒原三丁目、 須賀町、高見台、馬 借三丁目及び南丘一 丁目
社団法人中央調 査社 会長 中 田正博 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	健康に関する国際 比較調査	平成 23 年 10 月 19 日	篠崎二丁目
社団法人中央調 査社 会長 中 田正博 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	情報とメディア利 用についての調査	平成 23 年 10 月 20 日	中井一丁目及び中井 二丁目
社団法人中央調 査社 会長 中	メディアの接触と 評価に関する調査	平成 23 年 10 月 27	真鶴一丁目

田正博	(社団法人日本新聞協会からの委託)	日	
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	食育に関する意識調査 (内閣府からの委託)	平成 23 年 1 2 月 2 日	三萩野一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局長 鮎瀬典夫	生活意識に関するアンケート調査	平成 23 年 1 2 月 8 日	木町三丁目及び木町四丁目
社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 塩田幸司	安全保障意識調査	平成 23 年 1 2 月 1 3 日	足立二丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博	自衛隊・防衛問題に関する世論調査 (内閣府からの委託)	平成 23 年 1 2 月 1 4 日	木町二丁目
社団法人中央調査社 会長 中田正博	社会意識に関する世論調査 (内閣府からの委託)	平成 23 年 1 2 月 1 4 日	清水一丁目
株式会社ビデオリサーチ 九州支社長 濱本裕	全国たばこ喫煙者率調査	平成 23 年 1 2 月 2 1 日	下富野五丁目及び金田一丁目

(共同申出者) 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部情報 部長 田中康司			
社団法人中央調 査社 会長 中 田正博	家計パネル調査 ( 国立大学法人京都大学からの委託)	平成 2 4 年 1 月 1 0 日	吉野町
株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締 役 藤澤士朗	テレビ放送に関す るアンケート (日 本放送協会放送文 化研究所からの委 託)	平成 2 4 年 1 月 1 1 日	熊本三丁目
社団法人中央調 査社 会長 中 田正博	国語に関する世論 調査 (文化庁から の委託)	平成 2 4 年 1 月 1 2 日	大手町
社団法人中央調 査社 会長 中 田正博	生活と意識につい ての国際比較調査 (学校法人大阪商 業大学からの委託 )	平成 2 4 年 1 月 3 0 日	高坊二丁目
社団法人新情報 センター 事務 局長 平谷伸次	家計消費状況調査 (総務省からの委 託)	平成 2 4 年 2 月 1 0 日 平成 2 4 年 2 月 1 4 日	中井一丁目及び中井 二丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局長 鮎瀬典	生活意識に関する アンケート調査	平成 2 4 年 2 月 1 4 日	原町二丁目

夫			
社団法人中央調査社 会長 中田正博	いきいきライフのための活動調査（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所からの委託）	平成24年 2月23日	片野新町一丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	平成23年度国民生活選好度調査（内閣府からの委託）	平成24年 3月15日	篠崎一丁目